

JR東海労なごや

2015年2月25日 No. 1025
JR東海労名古屋地方本部
発行者： 山田 哲也
編集者： 教宣部

第2回労働審判が開催される 会社の不誠実な対応に抗議

2月18日、吉田さんが2014年夏季手当、および定期昇給を不当にカットされたことに対して、申し立てた第2回労働審判が開催されました。労働審判には10名以上の組合員が集まりました。労働審判開催まえに、労働審判の意義、吉田さんの決意がのべられ、また名古屋運輸区分会長寺倉さんによる不当なカットを許さない決意を確認しました。

なぜカットしたかを説明しない会社

審判で、吉田さんは「会社が非違行為としているすべて。いつ、どの管理者が指摘を行ったのか。どのような基準に基づき非違行為と決まるのかを明らかにすべき」と参加した組合員が傍聴する中で強く訴えました。前回の調査でも訴えてきたことですが、会社は一切を明らかにすることはしませんでした。これを受け吉田さんは苦渋の選択として取り下げを選びました。

大きな成果を確認

審判後には集約集会を開催し、丹羽副委員長がこの労働審判の意義、成果と課題をはっきりさせました。その後、本部高原副委員長、同時期に労働審判を申し立てた加藤さんの連帯の挨拶を受け全体で成果を確認してきました。

寺倉分会長

- 運転士というJRの最前線の職場で安全を守っている者に対する卑劣な攻撃だ。
- あら探しの添乗で、指摘を積み重ねられて不当カットがされた。

丹羽副委員長

- 闘う東海労潰しを狙う会社が、吉田さんをターゲットにした攻撃だ。
- 泣き寝入りをしないということで闘いを作ってきた。
- 大きな成果はB Cに対して許さないという全体の闘いを作れたことだ。



吉田さんの闘う決意

- カットされた理由など3点を明らかにさせる決意でやってきた。
- 労働審判で一歩前に出た。苦渋の選択で悔しいけれど取り下げる。
- これまでの関係者の方に感謝を伝える。